

# 大分県環境審議会温泉部会内規(抜粋)

(審議基準)

第8条 温泉ゆう出目的の土地掘削、増掘及び動力装置等の許可申請の審議は公益上必要とする場合を除き、次の各号により審議する。

- (1) 温泉ゆう出目的の土地掘削は、既設泉から60m(申請孔または既設泉が噴気、沸騰泉の場合は150m)以内の地点では認めない。ただし、温泉を継続して採取し、かつ、利用するために湧出口から1m(噴気、沸騰泉の場合は5m)以内の地点、若しくは公共事業等でやむを得ない理由により適当と認められる地点に代替の掘削をする場合は、この限りでない。
- (2) 増掘は、原則として温泉を継続して採取し、かつ、利用する場合のほかは認めない。
- (3) 掘削または増掘する場合の埋設管の口径は、次の基準とする。

温泉口の区分	使用目的	埋設管の口径
温泉	公共浴用の場合	内径50mm以内(50A以内)
	自家浴用の場合	内径40mm以内(40A以内)
噴気・沸騰泉		内径80mm以内(80A以内)

- (4) 動力装置は、静止水頭が地下でなければ設置できないものとし、その基準は次のとおりとする。
  - イ 一口あたり揚湯量は、毎分50ℓ以内とする。
  - ロ 水中ポンプ等の特殊ポンプは、付近泉源の温泉採取状況、申請に係る温泉利用計画及び温泉熱水の賦存状況を勘案のうえ、他泉源に対し著しい影響がないと想定される場合に限り設置を認める。
- (5) 地熱発電等を目的とした土地の掘削または増掘は、前4号の規定によらず、別表1により審議する。
- (6) やむを得ない事由により(3)(4)(5)の基準を超える申請または、特殊な温泉利用を予定する申請については、前5号の規定によらず、審議することができる。ただし、温泉源保護のために必要があると認めるときは、温泉湧出量の制限等の条件を付すこととする。

(地域の指定)

第9条 泉源保護のため、別表2及び別図1のとおり特別保護地域及び保護地域を定め、掘削許可の審議については、公益上必要とする場合を除き、前条第1号の規定にかかわらず次の各号により行う。

- (1) 特別保護地域にあつては、掘削を認めない。
  - (2) 保護地域の掘削については、別表2に定めるところによる。
- 2 前条第1号ただし書の規定は、前項の掘削について準用する。

(承諾書の徴収)

第10条 温泉部会が必要と認めたときは、申請者に申請地に近接する既設泉所有者(長期休止泉を除く)及び掘削または増掘の許可を受けて工事中のものに係る者の承諾書を提出させるものとする。

(合同部会の要請)

第11条 部会長は、自然環境保全のため必要があると認めるときは、当該議案について会長に対して関係部会との合同部会の開会を要請することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 大分県温泉審議会運営規程は、廃止する。
- 3 この内規は、平成9年7月1日から施行する。
- 4 この内規は、平成10年7月1日から施行する。
- 5 この内規は、平成12年6月13日から施行する。
- 6 この内規は、平成13年1月1日から施行する。
- 7 この内規は、平成13年6月18日から施行する。
- 8 この内規は、平成15年6月27日から施行する。
- 9 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 10 この内規は、平成26年10月1日から施行する。
- 11 この内規は、平成30年12月1日から施行する。
- 12 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 1 口径80A以内で大深度の掘削、増掘を行う場合

#### (1) 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。

- ①地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、150m以上離れていること。
- ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。
- ④地熱開発地域で説明会等を行うこと。

※大深度とは周辺の浴用利用の温泉から100m以上掘削深度が増加するものをいう。

※①は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

#### (2) モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- ③ゆう出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。

#### (3) 還元井の検討

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じること。

#### (4) 個別審議

提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲などが明確化されている場合は、(1)によらず、個別審議を行うものとする。

### 2 口径80A超150A以内で掘削、増掘を行う場合

#### (1) 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。

- ①地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- ②掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、300m以上離れていることを示すこと。
- ③開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。

※代替掘削による口径変更は認めない。

※①は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

#### (2) モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ①噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- ②生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- ③ゆう出量の減少など、温泉源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻すこと。

#### (3) 還元井の検討

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じること。

#### (4) 地元説明

以下について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- ・地熱開発地域で説明会等を行うこと。

#### (5) 個別審議

提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲などが明確化されている場合は、(1)によらず、個別審議を行うものとする。

### 3 前1, 2の区分に当てはまらない掘削を行う場合

#### (1) 事前調査

#### (2) モニタリング調査

#### (3) 還元井の検討

#### (4) 地元説明

※(1)～(4)について説明、誓約する資料等を提出し、第8条(6)で審議する。

## 別表 2

### 1 特別保護地域

#### (1) 南部特別保護地域（別府市）

北的ヶ浜町（地先を含む）、南的ヶ浜町（地先を含む）、北浜3丁目（地先を含む）、北浜2丁目（地先を含む）、北浜1丁目（地先を含む）、元町（地先を含む）、楠町（地先を含む）、浜町（地先を含む）、浜脇1丁目（地先を含む）、駅前本町、駅前町、中央町、秋葉町、千代町、末広町、松原町、南町、立田町、浜脇2丁目、浜脇3丁目、野口元町、野口中町、及び田の湯町の全部

西野口町のうち1・6・7・8・11・12及び13番、上田の湯町のうち1・6・7・12・13・14及び17番並びに光町のうち10・11・12・13及び14番の各街区

#### (2) 亀川特別保護地域（別府市）

亀川東町（地先を含む）・亀川中央町及び亀川四の湯町の全部

#### (3) 鉄輪特別保護地域（別府市）

主要地方道別府一の宮線の中心から北側へ引く500m幅の線と平田川八ッ川橋から平田川右岸に沿い上流部へ引く線及び八ッ川橋を起点に市道野口原実相寺公園道路、市道大平井4号線、市道うかりゆ1号線、市道竹の堀線を経て県道別府山香線に入り、更にこれを西上する線により囲まれた区域

#### (4) 西部特別保護地域（別府市）

別図1の区域

#### (5) 南立石特別保護地域（別府市）

別図1の区域

#### (6) 川南特別保護地域（由布市）

主要地方道別府一の宮線と山崎・西石松自治区境界線との交点を起点に、一方は真南方向へ、一方は主要地方道別府一の宮線を東進し西石松公民館東側の農道を下り、町道田中市石松線を経て、町道川南線に入り同線を西進し、道路沿いの防火水槽横からJR久大線に入り、線路に沿って大分川に進み、同川左岸から鳴子谷川右岸に沿い上り町道六所線との交差点に至り、更に東進し、宇奈岐日女神社（通称、六所宮）鳥居前の里道に入りこれを南進し主要地方道別府一の宮線に交わる地点から真南方向へ、それぞれ主要地方道別府一の宮線沿いに引く400m幅の線で囲まれた区域

#### (7) 乙丸・温湯特別保護地域（由布市）

御幸橋より大分川右岸を下り、田中市児童公園（通称、あさぎり公園）先里道を北西に進み、川北第一工区支線排水路を経て、JR由布院駅構内に入り、JR久大線を野矢方向に進み宮川鉄橋に至る。更に同地点を流れる宮川・荒木川右岸に沿って北進し、県道別府湯布院線に至り、同線を東進し、町道並柳線、町道佐土原乙丸線、県道鳥越湯布院線を経て自衛隊東側角から西日本鉄道健康保健組合保養所裏の里道の中島橋に抜け、湯ノ坪川左岸から里道、町道岳本中島線を経て町営岳本住宅上に達し、同地点を通過し里道に入る。

更にカシオ計算機（株）保養所横から県道別府湯布院線を横断し、里道に入り下ん湯、町道六所線、町道中島津江線（津江橋を渡る）を経て大分川に至り、同川左岸から城橋を渡り、右岸に沿い起点御幸橋に至る区域

#### (8) 湯平特別保護地域（由布市）

湯平地区ふれあい公園北東角から花合野大橋間の花合野川及び同川右岸から東側に、左岸から西側に、それぞれ川沿いに引く300m幅の線で囲まれた区域

## 2 150m保護地域

(既設泉から150m以内の地点では掘削を認めない。)

### (1) 天ヶ瀬保護地域(日田市)

天瀬町湯山字田代・柳ヶ瀬平・湯坂・上湯瀬・湯の全区域  
天瀬町桜竹字築ヶ瀬・岩ノ上・柳ヶ瀬ノ上・亀ノ甲・ラクバタ・ウス石・イナクボ・湯ノ元・岸高・サコダ・古湯・柿ノ木鶴・キリメ塚・井手ノ上・願シャウ・カウカビラ・薬師山・湯ノ上・神デン・瀧ノ下・後・瀬ノ脇・瀧ノ上・マエ田・ユサコ・山ノ下・ソノ・井川尻・田ノ平・ジンデン・北平・上ノ段・屋敷・カワノ上・井川・ヤシキノ上・ヲキ・東・ヤシキノ下・ヲイエ・中・ニタクボ・門・道ノ下・キド・田中・井場・井川平・後畑・井場ノ元・辻・出水・コソノ・トウグウ・キトクチ・堂ノ前・堂ノ脇・用ジャク・原・ミスミ・脇・漆原・合楽・清水ノ元・トヲゲ・ケカチ水・平ノ山・京ノウド・宮山・堂ノ上・ウソ・年ノ神・唐干田・ナメリ・ニカワ・池ノ久保・岩平・五十田・小原・台ガヲ・山付・笹尾・弓場・二川坂・コノ・コノ下・二川・野付・カキノヒ・センバ作り・マカト・柚ノ木・御家・サキ・上大屋敷・下大屋敷・ユウノ木・丸畑ケ・下屋敷・トナリ・新家・上ノヤシキ・道ノ上・蔵ノ脇・七兵エヤシキ・下・道ノシタ・ヤシキツキ・堂ノ先・谷端・万九郎ヤシキ・川ノ上・上ミノヲ・先・浅畑・前田・早稲田・堂山・迫ノ久保・栗ノ木畑・半畑ケ・神地・柴尾・山ノ後・古屋敷・桐ノ木・ヒクサ・カド田・タロシ・ナベカマ・原・大久保・松尾・ユノト・ユルガノ・クエノサコ・石塚の全区域  
天瀬町赤岩字湯釣・ヒノロ・久保田・ウドロ・二川平・湯坂・桐ノ木ノ元・湯チン・佐古田・坂ノ下・尾先・櫛尾・白土・出口・辻・下タノ山・下ヤシキ・向ノ其・佐古尻・猪尻・北・中畑・置・佐古・コヲヤ・平・中村・ヲカタ・ヤシキ・山ノ上・日向・井ノ上・宮山・坂屋・藪井川・堂ノ元・中山・池田・下二川・神田・セツ重・唐谷・鬼杉・上二川・滝ノ元の全区域  
天瀬町五馬市字桐ノ木・片丸の全区域  
天瀬町本城字川尻・二反迫・福正寺・二川台の全区域

### (2) 長湯保護地域(竹田市)

直入町大字長湯字神田・久保・筒井・津留・山群・井ノ瀬・日向塚・横枕・代・下田・三反田・栃原・前田・葛路・稼倉・老田・榎田・門・峯刺・垣外・長迫・洞源原・西古殿・古殿・堀ノ口・仲河原・皆持・米田・釜土・新田・笹川・塔ノ元・室・佛田・尾迫・御室・水口・外園・田頭・中迫・上迫・下迫・下日向・上日向・大平・梅ノ木・水気・南・芋ヶ迫・馬見塚・迫ヶ代・南ヶ代・老野・御沓・御沓向・池床・牧ノ原・牧・向ノ原・地中・井ノ尻・鑰小野・籠原・桑畑・喜三郎・山田・桑津留代・山脇・越田尾・湯ノ原・中尾・戸ノ上・葛路谷の全区域

### (3) 並柳・佐土原保護地域(由布市)

湯布院町川上字乙丸・並柳・佐土原・中島・岳本の一部(由布山西岳山頂と由布岳西登山口を直線で結び、更に県道別府湯布院線を横断し里道に入る線を境に北側の区域、及び由布山西岳山頂と白滝川上流の若杉防災ダム主堤南端とを東西に結ぶ線が大分自動車道と交差する南側区域)  
ただし、県道安心院湯布院線を境にし東側特別保護地域を除く区域

### (4) 湯平保護地域(由布市)

湯布院町湯平字二重山・川原・平谷・古屋敷・久保田・平田ヤシキ・永道・出口・後山・東山・平・平ノ上・松ノ本・ソラ・北平・タキツボ・トヤ畑・上ヤシキ・切通・丸畝町・ナクサコ・一本ハサコ・押ノ元・前・西田・ヲクツエ・下田・ヨトヲリ・西園・林ノ口・山ノ口の全区域  
湯布院町湯平字京塚山・用ノ塚・ホヤノ迫・池シロ・クマノサカ・ツル・トビノス・宮ノ下・富山・ユエトウ・下ヤシキ・ヌル水・スス原・前田・大畝町の特別保護地域を除く区域  
湯布院町湯平字水洗31番～51番・字カトイシ695番～705番・708番2～708番5・708番19・708番29・710番～715番・716番14・716番15・716番36・718番の区域

### (5) 宝泉寺保護地域(九重町)

大字菅原字滝ノ原・鬼迫の全区域  
大字町田字回淵・壁湯・小場ノ迫・柚ノ木・向壁湯・淵ノ上・生龍・角石・宝泉寺・荒平・平原・峰・瀧ノ原・宇土の全区域

### 3 100m保護地域

(既設泉から100m以内の地点では掘削を認めない。ただし、申請孔または既設泉が噴気、沸騰泉の場合は、既設泉から150m以内の地点では掘削を認めない。)

#### (1) 別府保護地域(別府市)

京町、弓ヶ浜町、上野口町、天満町、幸町、富士見町、西野口町、上田の湯町、光町、中島町、青山町、山の手町、上原町、原町、朝見一～三丁目、大字別府字丸尾、字一ノ出、字雲泉寺、字乙原、字野口原及び字船原、上人ヶ浜町、上人本町、上人仲町、照波園町、平田町、亀川浜田町、古市町、若草町、餅ヶ浜町、新港町、船小路町、汐見町、大字亀川、大字内竈、大字北石垣、大字南石垣、大字鉄輪、大字南立石、大字野田、大字東山字鶴見嶽、字鳥居、字片山、字横尾、字奥ヶ畑、字川上堺、字城島原ノ上水口、字瀬戸、字松ヶ臺、字日向嶽及び字由布嶽、大字南畑字猫ヶ岩中野及び字十文字原、大字鶴見、石垣東一～十丁目並びに石垣西一～十丁目のうち特別保護地域以外の区域

#### (2) 六所宮保護地域(由布市)

湯布院町川上、川南地区のうち特別保護地域を除く区域で、その南東側は主要地方道別府一の宮線沿いに山側に引く200m幅の線で囲まれた区域と、北東側県道別府湯布院線沿いに山側に引く200m幅の線が交わる区域

#### (3) 荒木・山平保護地域(由布市)

主要地方道別府一の宮線と中川・川南の字境との交点を起点に、一方は真南方向へ主要地方道別府一の宮線沿いに引く400m幅の線で囲まれた区域。一方は主要地方道別府一の宮線を横断し、町道八山線に入り、同線を北進し、町民グラウンド北西側角から農道に入り、更に同線を東進し、町道山崎荒木線に入り、同線を南進して宮川に至り、更に同右岸に沿って宮川鉄橋に至る線と川南特別保護地域(由布市)、乙丸・温湯特別保護地域(由布市)により囲まれた区域